

◎ふるさと納税制度のしくみ

◆控除対象者

個人住民税を納税されている方

◆控除対象となる地方公共団体の範囲

すべての都道府県・市区町村が対象になります。寄附先は、お住まいの地域や出身地などに関係なく、自由に選択できます。

◆控除方式

寄附をした翌年度分の個人住民税から「税額控除方式」で控除を受けることができます。ただし、控除を受けるためには、確定申告またはお住まいの市区町村への申告手続きが必要になります。

◆控除対象となる金額

寄附金額から5,000円を差し引いた額

◆個人住民税の控除額の計算

①基本控除額

(地方公共団体に対する寄附金－5,000円) × 10%

②特例控除額

(地方公共団体に対する寄附金－5,000円) × (90%－(0～40%※))

※寄附をした方に適用される所得税の税率

①と②の合計額を税額から控除します。

②については、個人住民税の所得割額の1割を限度とします。

◆所得税の控除額の計算

(地方公共団体に対する寄附金－5,000円) × (0～40%※)

※寄附をした方に適用される所得税の税率

<寄附申込書のご請求および連絡先>

鶴田町役場 総務課 まちづくり班

電話 0173 (22) 2111 (内線261)

FAX 0173 (22) 6007

メールアドレス tsu_info@net.pref.aomori.jp

鶴田への想いを ふるさと納税で

ふるさと納税制度は、出身地や応援したい地方公共団体を寄附により支援できる制度で、「ふるさとに貢献したい」「ふるさとを応援したい」という納税者の想いを活かすことができるように、個人住民税(県民税・市町村民税)などが、一定額控除される制度です。

寄附先は出身地や過去の居住地などには限定されません。都道府県・市区町村であればどこでも「ふるさと納税」として寄附できますので、町外に住む家族や親せき、友人、知り合いなどにふるさと納税制度をぜひ紹介していただき、鶴田町を応援してください。

◎ふるさと納税の手続

<お申し込み方法>

ご連絡いただければこちらから資料、申込書をお送りします。申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便、ファクシミリ、電子メールで連絡先までお知らせください。

<納入方法>

1 ゆうちょ銀行または郵便局からの納付

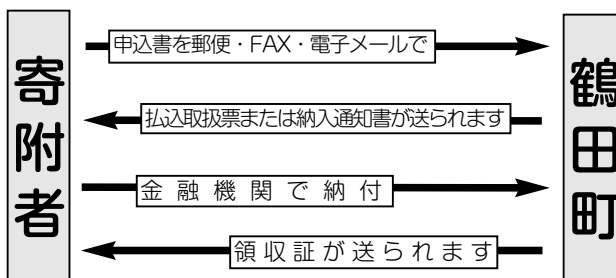
申込書をいただいた後、払込取扱票をお送りしますので、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお振込みいただけます。

2 青森銀行本支店からの納付

申込書をいただいた後、納入通知書をお送りしますので、青森銀行本支店で納入していただけます。

いずれの場合も、手数料はかかりません。

※領収証は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。



宅 地 分 譲 ～鶴田町みどり第三住宅団地の宅地分譲を募集します～

◆ 募集团地及び区画数等

- ①種別 分譲宅地 ②団地名 みどり第三住宅団地 ③区画数 22
④土地面積 286㎡ (86.6坪) ～456㎡ (137.9坪) ⑤土地価格 449万円～681万円

◆ 申込み受付 受付時間 午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝祭日及び12/29～1/3までは休み)

◆ 問い合わせ先 鶴田町役場建設整備課 TEL22-2111 (内線287) または青森県住宅供給公社住宅部住宅企画課 TEL017-723-1627

◆ 現地相談会 ○日 時 平成20年10月18日(日) 午前10時～午後4時 ○場 所 みどり第三住宅団地(現地テント)

◆ 分譲のご案内

①特別価格宅地分譲制度

当団地の分譲宅地を期間、区画数を限定して販売します。

○募集期間 平成20年10月20日から平成20年10月24日まで ○募集区画数 5区画 10%割引

※募集区画数以上又は1区画に二以上の申込みがあった場合は、抽選により購入者を決定します。

②複数区画宅地分譲制度

分譲宅地を2区画以上契約された場合および過去に公社分譲宅地を購入された方が、新たに同一団地の分譲宅地を購入して頂く場合は、契約区画数に応じて分譲価格の5%～20%の額を割引します。

③新築住宅一般公開宅地分譲制度

新築住宅完成後、3日間一般公開していただける場合は、住宅を建築する宅地の分譲価格の5%の額を割引します。ただし、分譲宅地所有権が移転した日から1年以内に公開していただくことが条件になります。

※詳しくは問い合わせ先まで

